

知的生産のための 競争環境の創造をめざして

もし自分のおカネでマイホームの設計を依頼するとすれば、どのようにして設計者を選ぶでしょうか？費用さえ安ければ良いとは考えないでしょう。知的生産である計画づくりやコンサルティング、デザイン、設計などの仕事を発注するなら、まず、候補者を探し、候補者の経歴や過去の実績、信用度、履行能力などを調べて、できればどのような仕事をしてもらえそうか提案してもらい、候補者を絞り込むのが当然でしょう。そして、仕事の内容、期待する成果などを縷々説明して、そして業務の内容を理解して期待する成果を産み出してくれそうな相手をみつけて、価格を提示してもらって納得して契約相手を決めるというのが有効な方法ではないでしょうか。

ところが、国民の大切なおカネを預かってそのような業務を発注する場合は、候補者に価格競争を行わせて最も安い価格を示した者と自動的に契約することを原則としています。国や地方自治体の入札契約手続きを定めている会計法・地方自治法では、この「一般競争入札」といわれる方式を適用することを原則としています。

かつては、発注者がこの者以外ではいい仕事をしてもらえないと考えれば1者を特定して「随意契約」を適用したり、信頼できる者だけを選んで競争入札に付する「指名競争入札」を多用していましたので、仕事の成果に品質などの問題はあまりありませんでした。しかし、これらの方式は、法令上例外扱いとされていること、特定の企業を優遇したり談合を誘

発しやすいなどの理由で、1993年に起きたゼネコン汚職以降ほとんど用いられなくなりました。

このため、1995年度をピークに公共建設投資が減少し続ける中で価格競争が激化し、土木設計などを担う建設コンサルタント技術者は疲弊しました。年取統計がないので、1997年度以降の建設コンサルタント協会会員企業の技術者1人あたりの売上げから推測すると、1997年度から2011年度までに年取は20%減となりました。公共建築の設計についても、行き過ぎた価格競争によって設計者の疲弊や、設計品質の低下、さらに都市環境の悪化を招いているといわれています。

高度な技術を要するような業務では価格競争はなじみません。国土交通省などでは、技術提案に基づいて仕様を決める方が優れた成果を期待できるような業務を発注する場合には「プロポーザル方式」を用います。また、技術提案によって成果に相当程度の差異が生じるような業務を発注する場合には、価格以外の品質などの要素を含めて評価して落札者を決める「総合評価落札方式」を用いています。

1993年以降一般競争入札の適用拡大により公共工事の品質確保が困難になることが懸念されたため、2005年に公共工事品質確保法が制定されました。この法律は、公共工事について、価格だけでなく品質を含めて総合的に評価して受注者を決めるべきことを規定していますが、調査や設計につい



日本大学 危機管理学部 教授
木下 誠也

でも「品質が確保されるようにしなければならない」としています。さらに、2014年にこの法律が改正され、「公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識または技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、およびそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査および設計の品質が確保されるようにしなければならない」と規定しました。これは、工事の発注における総合評価落札方式の導入だけでなく、設計などの業務においても技術を重視すべきということです。

しかしそれでもまだ、多くの地方自治体では調査や設計の発注において技術重視が徹底されていません。なぜなのでしょう？プロポーザル方式は、技術提案などを評価して1者を特定してから「随意契約」によることになるので、会計法や地方自治法では例外扱いとされています。また、会計法や地方自治法では価格競争が原則ですので、価格以外の要素を含めて落札者を決めるという総合評価落札方式は例外扱いです。それに加えて、技術重視で受注者を選定するには入札契約事務が複雑化して、発注者側に技術力や多くの手間を要することになります。こういうことが原因となって、地方自治体では、なかなかプロポーザル方式など技術重視の受注者選定方式が広がらないようです。

それでは、どうすれば調査や設計に技術重視の受注者選定方式が用いられるようになるのでしょうか？

入札契約の手続きを定める会計法や地方自治法を根本的に見直すべきと考えます。これが困難であるならば、公共工物品質確保法をさらに改正強化することが考えられます。

海外に目を転じると、知的生産を行う仕事は技術競争が主体というのが世界の常識です。アメリカでは1972年に制定されたブルックス法により、連邦政府の土木・建築の設計などの発注は受注者の能力評価(Qualifications)のみに基づいて決めることとされています。ほとんどの州政府などについても同様の法制度が整備されており、州、自治体レベルにもブルックス法と同様の制度が拡大しています。ヨーロッパでは、交渉方式や総合評価落札方式が広く用いられており、総合評価の場合でも価格に比べて技術評価のウェイトを非常に大きくしている場合が多いのです。さらに、2014年にEU公共調達指令が大幅に改正され、設計などの業務において一層の技術重視が進められています。

わが国でも、事業の上流段階である調査や設計の質の向上が、事業の品質向上や建設コスト縮減につながることを一層認識する必要があります。今後さらに、工事よりも上流段階である調査や設計など業務の発注において、一層の技術重視を推進するよう法制度のさらなる強化が必要と考えます。